

美唄市ホームページバナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、美唄市ホームページ広告掲載取扱規則（以下「規則」という。）に基づき、バナー広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告掲載の範囲)

第2条 規則第2条第5号に規定するホームページに掲載する広告として適当でないと認めるものは、次のものをいうものとする。

- (1) 消費者金融の広告
- (2) 選挙関係に関する広告
- (3) 出会い系サイトや掲示板、チャットを主体とする広告
- (4) 違法な活動を支援または助長している広告
- (5) 通信販売及び訪問販売に関する広告
- (6) 求人広告、意見広告及び名刺広告
- (7) 人権を害するおそれがある広告
- (8) 学校教育法に基づかない教育施設に関する広告
- (9) 著しく紙面の調和を損なうと認められる広告
- (10) 前各号に掲げるもののほか、不適當と認められる広告

(広告掲載の申込み)

第3条 規則第3条第1項に規定する広告掲載の申込は、次により行うものとする。

- (1) 業種及び広告内容により資格免許証、諸証明書など広告掲載申込者の健全性を確認できる書類を添付するものとする。
- (2) 広告掲載の申込期間は1月単位とし、連続掲載の申込期間は各年度最大12月とする。
- (3) 広告欄に空きがない場合は、当該年度内限りの順番待ちとする。

(広告掲載の審査)

第4条 規則第3条第2項に規定する審査は、次により行うものとする。

- (1) 広告掲載申込者の業務について、特定の免許、証明または許可などの法的手続がなされているかを申込書の添付書類により確認する。
- (2) 広告内容が、ホームページの広告掲載の趣旨に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長い広告を優先する。

(バナー広告の規格形式)

第 5 条 規則第 7 条に規定する広告の規格形式は、次のとおりとする。

- (1) G I F 形式のほか、G I F アニメーションも可能とする。
- (2) 広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第 6 条 規則第 6 条第 2 項に規定する掲載期間の延長は次により行うものとする。

閉鎖した時間	延長する日数
12 時間以上 24 時間未満	1 日
24 時間以上	閉鎖日数 + 12 時間を越えるごとに 1 日

(バナー広告の掲載数)

第 7 条 規則第 8 条に規定する広告の掲載数は、最大 10 枠とする。

(その他)

第 8 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるもの。

付 則

この基準は、平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。